

下水道事業の設計積算に係る端数処理の取り扱いについて

積算基準（下水道編）に基づき積算する工事価格の算出では、下記の端数処理を行う。

記

1. 諸雑費及び端数処理

【土木工事】

積算基準（共通編）第2章工事費の積算 ①直接工事費 5 諸雑費及び端数処理による。

【機械設備工事】

積算基準（共通編）第2章工事費の積算 ①直接工事費 5 諸雑費及び端数処理による。なお、積算基準（共通編）に記載のない事項は、下記のとおりとする。

① 据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

② 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

【電気設備工事】

積算基準（共通編）第2章工事費の積算 ①直接工事費 5 諸雑費及び端数処理による。なお、積算基準（共通編）に記載のない事項は、下記のとおりとする。

① 据付間接費（据付（技術者）間接費と据付（機器）間接費の合計額）の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

② 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

2. 適用日

令和3年10月1日以降公告にかかるものとする。

事務局 県土整備部

下水道事業課 計画・事業班

TEL059-224-2725 Fax059-224-3161

E-mail: gesuijig@pref.mie.lg.jp